

令和 7 年度
農地等利用最適化推進施策の改善に関する
意見に対する回答書

横手市農業委員会

会長 飯野 正和 様

令和 8 年 2 月 27 日

横手市長 高橋 大

1 遊休農地の発生防止・解消に関すること

【 意 見 】

(1)農地パトロールによる耕作放棄地情報の共有(県・市・JA等)と支援体制の構築

利用状況調査は、担当の農地利用最適化推進委員を定め、一筆の農地ごとに必要に応じて市町村の関係部局等の協力を得て調査する旨、国から通知されている。市農業委員会では、これまでの慣例により農業委員会の構成員のみの体制により調査を推進してきたが、国が進める食料安保に向けた農地フル活用の観点から、今後は、国の通知に基づき市の関係部局等の協力が得られるよう本調査体制の改善に配慮をお願いしたい。

【 回 答 】

現状、耕作放棄地に加え管理不良の農地や樹園地など、十分な活用が図られていない農地も散見され、また近年は農業者個人の管理ばかりではなく、農業を生業としていない家族や親せきの管理であったり、地域の保全活動団体が草刈りだけをしているようなケースであったりと、様々なパターンが混在する状況となっております。また、管理不良の樹園地が病害虫の発生源となっていると思われるケースもあり、このような場合の農地への立ち入り調査は農業委員会の協力を得なければ踏査を実施できないような場面も増えてきております。

このような様々な状況に対応し、農地の改善や有効活用を図っていくためには、各関係機関、またそれぞれの部署、担当の連携と情報共有が重要であると考えています。利用状況調査のみならず幅広い範囲での協力体制を構築できるよう努めてまいりますので、貴職からの協力も併せてお願い申し上げます。

【 意 見 】

(2)多面的機能支払いの上乗せ措置による保全管理

農業委員会には遊休農地の発生防止・解消のための農地法第34条のあっせんや同法第36条の勧告権が付与されている。しかし、あっせんや勧告は農地中間管理機構等を通じた借受けが困難な条件不利農地では効果がないため、放任された遊休農地などは近年の豪雨災害を増長する要因となったり、樹園地や畑では病害虫発生により、隣接する優良な農地の営農に支障が生じたりしても実効的な対処方策は農業委員会にはない。また、横手市では畑地や樹園地を多面的機能支払交付金活動の対象とする組織は少ないため、水田以外の農地の遊休化への抑制効果は薄い。

さらに、農地以外の土地の不適切な管理により優良な農地の営農に支障が生じたとしても農業委員会は関与できない。このため、これらの土地に隣接する優良農地で営農する法人や農業者は、所有者に代わって小用排水路の泥上げや草刈り、病害虫に感染した樹木の伐採等の対処をせざるを得ない状況となっていることから、遊休農地については畑地や樹園地も含めて多面的機能支払交付金活動に取り組む働きかけやその働きかけが促進されるよう令和8年度に向けて同交付金の保全管理に市単独予算の上乗せ措置を講じるとともに、非農地については適切な管理に向けた実効的な対処方策に取り組むよう、それぞれの所管部局で対処を検討いただくようお願いしたい。

【 回 答 】

多面的機能支払交付金事業を活用している組織は現在70組織ございます。協定面積は令和7年度当初で1,264ha（内、畑263ha）。また、交付金対象面積は1,216ha（内、畑239ha）でした。また、畑を協定の対象としているのは17組織で、うち13組織が交付金対象としております。

畑を交付金の対象としない理由は組織により様々であると思われませんが、本事業の活用においては、農地の所有者及び活動組織内の合意形成が欠かせないため限定的となっております。

人口が減少していく現状において、耕作される見込みのない遊休農地を地域が継続的に保全していくことは負担が大きく、今後は管理境界を明確化していくことが必要になると思われます。国では広域化を推進していく方針としていますので、市としましても広域化により組織の負担軽減と活動の継続が図られるよう啓蒙してまいります。

なお、多面的機能支払交付金事業の活動への市単独予算の上乗せ措置につきましては、営農計画など、まずは地元の意欲の形成がなければ措置の効果が期待できないことから現状では困難であると考えます。また、非農地の管理につきましては、市農政としてできることは限られておりますが、関係部署とも連携し、適正な管理をするよう広報してまいります。

【 意 見 】

(3)鳥獣被害防止対策の強化

有害鳥獣被害は年々拡大傾向にあり、市においては、「獣害防止対策事業」による電気柵設置費用や誘引木伐採への補助、捕獲報奨金の交付、狩猟免許取得費用への助成などの有害鳥獣被害対策を実施しているが、中山間地域ではイノシシなどの野生動物による被害の発生が農業者の生産意欲低下と耕作放棄の要因となり、耕作放棄地の増加が野生動物の生息地拡大を招くという負の連鎖が引き起こされている。

このため、市単独予算の電気柵設置や誘引木伐採補助予算などを大幅に拡充するとともに、市において効率的な捕獲に向けた最新技術の導入や地域住民及び農業関係団体を巻き込んだ人材育成を進めるための野生動物対策を専門に行う部署を早急に設置するようお願いしたい。

【 回 答 】

クマ等による被害防止のための電気柵設置や誘引樹木伐採については、クマの出没が増加するに伴い、市の補助金を活用しての実施が増加しています。

今年度の補助金の実績見込みは、電気柵設置については3,305千円（56件）、誘引樹木伐採については、1,245千円（50件）となっており、補助金額ベースでそれぞれ前年度比27%増、165%増となっています。

電気柵の設置については多くの方がその効果を実感されていること、また市街地でのクマの出没を抑制するために不要な誘引物は除去することが望ましいことから、これらの事業については引き続き支援を継続したいと考えており、特に令和8年度からの3年間については、予算と内容を拡充し重点的に取り組む予定としております。

また、最新技術の導入ということに関しては、今年度からセンサーカメラや捕獲通知システムを導入しているほか、ドローン等の最新技術も活用していく予定としており、鳥獣被害対策実施隊の負担軽減と捕獲の効率化を図ってまいります。

なお、野生動物対策を専門に行う部署の設置については、現時点では予定しておりません。鳥獣被害は、農林被害対策や危機管理、生活環境の保全など、多岐にわたる分野と関係することから、部局横断的な連携が重要になるものと認識しております。引き続き、県等の関係機関と連携しながら、状況に応じ今年度設置した「横手市ツキノワグマ対策会議」による全庁体制を構築し、役割分担の明確化等により対応してまいります。

2 担い手への農地利用の集積・集約化に関すること

【 意見 】

(1)地域計画の集落説明会に向けた対応方策の事前共有

農業委員会は、地域計画の策定所管部局が設置した地区ごとの協議の場に参加し、農業者と相対して目標地図の素案作成に向けた10年後の耕作状況の図化に努めたところである。

しかし、昨年度実施した話し合いの場において参加者が少なく活発な意見交換まで至らなかった地区もあり、その場での意向把握やマッチングは殆どできなかった。また、全地区の地域計画（目標地図）の公告が終了しているが、協議の場において、集積及び集約化まで踏み込んだ話し合いができず現況地図に近い目標地図となっている。

このため、策定所管部局が令和7年度以降に予定している、「策定した地域計画の更新として集落ごとの話し合いをしながら将来の農用地の利用について考えていく」ことについては、その話し合いの前に上述について善処した具体的な対応方策等について、農業委員会をはじめとする関係機関と十分に意見交換した上で、集落ごとの話し合いに臨めるよう留意願いたい。

【 回答 】

地域計画につきましては令和7年3月までに市内全域の地域計画（目標地図）を作成し公告したところです。しかし今回の地域計画策定にあたっては、国が定めた期限内の作成を優先したため、ご指摘のとおり協議の場としての踏み込んだ話し合いや結果の反映までは至っていない状況となっております。

今後、地域において「協議の場」を継続的に開催し、地域内での合意形成を図り、目標地図をより実効性のあるものにしていくためには、農業者、地域住民だけでなく、市農林部はもとより、農業委員会、JA、改良区などとも連携と情報共有を図り進める必要があります。協議の場の進め方や内容については農業委員会をはじめ関係機関と打ち合わせを重ね、新たなデジタルツールの導入・活用も図りながら進めてまいります。

また、今後の協議の場の開催にあたっては、旧市町村単位での開催と限定せず、速やかな合意形成が見込まれる地区や、実際の営農の範囲である集落等、ある程度のまとまりが見込まれる単位でも随時開催し、将来農地を委託したい農業者、受託したい農業者の洗い出しを加速させ実効性のある目標地図の作成を進めていきます。

3 新規参入の促進に関すること

【 意 見 】

(1)新規参入(希望)者等への助成制度の整備と拡充

地域農業を支える次世代の担い手の確保は重要な課題となっている。新規就農者や多様な担い手確保に向けた取り組みが必要である。

しかし、農業資材等の高騰などの先行き不透明感から、農業技術研修生を含め新規就農者等の確保が難しい状況となっている。

このため、就農への新規参入が促進されるよう農業機械や施設の導入、種苗や資材購入などに対する本市独自の助成制度の拡充を図るほか、初期投資軽減のため、空き農業施設や中古機械などを継承できる仕組みも検討いただきたい。併せて、引き続き国・県業と綿密に連携するようお願いしたい。

【 回 答 】

新規就農者等が行おうとする取り組みに対しては、国や県などの有利な事業につなげることができるよう、積極的に事業内容の情報収集を行うとともに、事業実施にあたってのサポート体制をより一層充実させていきます。併せてきめ細やかな農業者のニーズに応えられるよう市の単独事業や横手市農業経営安定化資金（通称：マル農）についても、より使いやすいものになるようメニューや申請手続きの簡素化など随時見直しを図っていきます。

補助事業の活用にあたっては、事前に事業の内容や交付要件等を詳細かつ丁寧に説明し、随時アドバイス等を行っております。しかしながら、実際に高額な設備投資をして就農したにもかかわらず、思うような農業経営ができず、最終的に補助金返還に至るような事例も見られます。このため、補助事業を進めるだけでなく、無理のない経営指導や就農後のサポートにも引き続き注力してまいります。

また、空き農業施設や中古機械などの継承の取り組みについては、J A秋田ふるさとと連携しながら対応することとしております。第一段階として、日常の就農相談や新規就農者の個別訪問などの場を通じて、中古資機材活用に係るニーズを把握いたします。その上で活用の希望があった際は、J A側に希望内容を情報提供し、部会等のJ Aのネットワークを活用しながらマッチングを図る方向で進めてまいります。

【 意 見 】

(2)農業法人等の雇用の確保に向けた新たな研修制度の創設

秋田県の新規雇用就農者は、農業法人の経営規模拡大等を背景に増加し、新たな就農者全体の約7割を占めている。

横手市では、新規就農希望者向けの「よこて農業創生大学校 農業技術研修（長期実践研修）」は実施しているが、現状において、新規雇用就農者を育成するための研修は不十分と感じている。

そのため、研修母体である横手市園芸振興拠点センターは、常雇いしたい農業法人等の雇用や経営状況等を十分に調査・分析した上で、新規雇用就農者を育成するための実践研修（短期園芸研修とは異なり法人等が必要とする技術、経営手法等を取得できる研修）の開設を令和8年度の予算確保も併せて検討し、女性を含めた雇用就農者が横手市農業で活躍できるよう支援をお願いしたい。

【 回 答 】

横手市園芸振興拠点センターで行っている新規就農希望者向けの研修は、園芸作物（野菜・花卉）に特化した内容であり、修了後の就農にあたっては、独立就農に限らず、雇用就農も対象としております。

また、当市の新規就農者は、就農形態別で見ると雇用就農が大多数を占めておりますが、市が毎年実施している農業法人実態調査の結果から、新規雇用就農者の多くは菌茸及び畜産関係の経営体で採用されているのが実状です。

農業法人等の経営内容は多種多様であり、必要とする技術や経営手法も多岐にわたると考えられます。よって、園芸に特化した拠点センターの指導体制では、多様なニーズに対応していくことは極めて困難な状況にあります。

雇用就農の実態や現在の拠点センターの体制等を鑑みて、現時点では雇用就農希望者に限定した研修を創設する考えは持っておりません。

なお、最近の就農相談における兼業での農業実践ニーズを踏まえ、令和8年度から兼業希望者向けの新たな研修プログラムを実施いたします。雇用就農希望者についても、基礎的な知識や技術を学ぶ場として、当プログラムの対象としておりますので、受講希望者の情報がありましたら、ご紹介願います。